

「公設宮代福祉医療センター」
指定管理者募集要項

宮 代 町

公設宮代福祉医療センター指定管理者募集要項

1 制度導入の趣旨

平成15年6月に地方自治法の改正（平成15年9月2日施行）により、公の施設の管理について、広く民間の能力を活用することでサービスの向上や軽費の削減を目指す指定管理者制度が導入されました。

そこで、宮代町では、平成18年度から公設宮代福祉医療センターの管理運営について、より一層利用者の視点に立ったサービスの提供や運営の効率化を図るため、指定管理者制度を導入しています。

今後も引き続き、「宮代町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「公設宮代福祉医療センター設置及び管理に関する条例」に基づき、公設宮代福祉医療センター指定管理者募集要項により、指定管理者を募集します。

2 施設の概要

- (1) 名称：公設宮代福祉医療センター
- (2) 所在地：埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀177番地
- (3) 建物構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階建
- (4) 延床面積及び敷地面積：7,334㎡ 8,950㎡
- (5) 機能：診療所・介護老人保健施設（通所リハビリテーション、短期入所療養介護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護老人保健施設）・訪問看護ステーション

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 公設宮代福祉医療センターにおける管理運營業務に関すること。
- (2) 施設、設備及び物品の維持管理に関すること。
注1：詳細な業務の範囲は、別紙水準書を参照してください。
注2：業務の実施に関する詳細事項は、協議の上、協定で定めます。

4 管理の基準

- (1) 関係する法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 利用者に対し適切な管理運営を行うこと。
- (3) 施設、設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 業務に関して取得した利用者個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
注1：管理基準に関する詳細事項は、協議の上、協定で定めます。
注2：管理基準を遵守できない場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

5 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

6 利用料金に関する事項

公設宮代福祉医療センター設置及び管理に関する条例第5条第2項により、指定管理者は、施設の管理運営に伴う利用料金及び事業収入を、指定管理者の収入として収受することができます。

7 管理に要する経費

管理に要する経費としての指定管理料は、上記利用料金等をもって充てるものとします。ただし、公設宮代福祉医療センターにかかる収支については、経理を区分して管理してください。

8 申請者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 宮代町工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 法人等又はその代表者が国、県、町の税について滞納がないこと。
- (5) 法人等又はその代表者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
[様式を別途定め①～⑤に該当しない旨の誓約書を申請者に提出されることとする。]
- (6) その他町長が必要と認める事項。

9 提出書類作成上の留意点

- (1) 提出書類は、原則として全てA4版（印刷の向き：縦、文字方向：横書き）で作成の上、縦型ファイルに左綴じで提出してください。
- (2) 応募資料等著作権は、申請者に帰属します。ただし、町は指定管理者の決定の公表上必要な場合は、応募書類等の内容を無償で使用できるものとします。また、提出書類は、理由の如何に問わず返却しません。
- (3) 指定管理者に関する情報について、町に対し情報公開請求があった場合には、透明性の確保から、提出された書類について公開する場合があります。
- (4) 応募に関し必要な資料は、応募に係る検討以外の目的での使用を禁じます。

10 提出書類

- (1) 宮代町指定管理者指定申請書（第1号様式）
- (2) 法人の登記簿謄本、定款、寄附行為及び規約（就業規定、給与規定等）又はこれらに準じる書類
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度（本年度）の事業計画書及び収支予算書、前事業年度（前年度）の事業報告書及び収支決算書、財産目録、貸借対照表
- (4) 団体の設立趣旨、組織、事業内容等の概要がわかるもの（組織図、役員名簿等）又はこれらに準じる書類
- (5) 公設宮代福祉医療センター管理運営に係る事業計画書（別紙1）
- (6) 平成28～32年度公設宮代福祉医療センター管理運営に係る収支計画書（様式自由）
- (7) 誓約書（別紙2）
- (8) 提出部数
15部（正本1部 副本14部）

1 1 申請に係る受付期間

平成27年7月13日（月）から7月27日（月）まで

午前9時から午後5時まで（土日を除く）

*申請書類等の提出は、直接ご持参ください。

1 2 選定までの手順

(1) 選定方法

宮代町指定管理者候補者選定委員会において、書類審査を行い、その審査結果を踏まえ、町長が指定管理者の候補者を選定します。

(2) 選定基準（町条例第4条第1項）

- ①施設設置の目的が達成できること。
- ②利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- ③事業計画書の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること。
- ④事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。
- ⑤町民の声が反映される管理が行われること。
- ⑥宮代町のまちづくりの考え方に適合していること。
- ⑦安全管理の体制が整っていること。
- ⑧その他町長が施設の性質又は目的に応じて定める基準に適合していること。

1 3 指定管理者の決定

(1) 指定管理者の決定方法

指定管理者は、町議会の議決を経て、町長が指定します。

(2) 指定の通知等

指定管理者の指定を行ったときは、文書で通知するとともに、町の掲示板及び広報、ホームページにおいて公表します。

1 4 今後のスケジュール

内容	日程	場所・時間
募集要項の設置及び 水準書の配布	平成27年 6月30日（火）から 平成27年 7月14日（火）まで	健康介護課健康増進室 （保健センター）
応募書類提出受付	平成27年 7月13日（月）から 平成27年 7月27日（月）まで	午前9時～午後5時 （土・日・祝日を除く）
第1次審査	平成27年 8月 5日（水）	
選定結果の公表	平成27年 8月	
指定管理者の指定議決	平成27年12月	
指定管理者の決定通知	平成27年12月	
協定締結	平成27年12月	
指定管理者による 業務開始	平成28年4月1日から	

15. 水準書の配布及び応募書類の提出先

宮代町 健康介護課 健康増進室長（保健センター） 伊東・竹花

住 所 〒345-0801 埼玉県南埼玉郡宮代町字百間1119

電 話 0480-32-1122

FAX 0480-32-9464

E-mail kenkou@town.miyashiro.saitama.jp

第1号様式（第3条関係）

宮代町指定管理者指定申請書

平成 年 月 日

宮代町長 様

申請者

暖帯の所在地

団体の名称

代表者氏名

連絡先

宮代町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により指定管理者の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

1 公の施設の名称及び所在地

施設の名称	
施設の所在地	

2 提出書類

- (1) 管理に係る事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 経営状況を確認することができる書類
- (4) 申請することができる団体の資格を有していることを証する書類
- (5) 定款、寄付行為、規約、会則又はこれらに類するもの
- (6) その他町長が別に定める書類

別紙 1

公設宮代福祉医療センター管理運営に係る事業計画書

団体名				
代表者氏名		設立年月日		
団体所在地				
電話番号		F A X		
E - m a i l				
現在運営している類似施設名	所在地	主な業務内容	運営年月	
			開始	年 月
			開始	年 月
			開始	年 月
事業計画（別紙可）				
1 管理運営を行うにあたっての経営方針（基本的な考え方、理念）				
2 安心・安全面からの管理運営（事故対策、病気、衛生対策等）				
3 施設の管理				
1) 職員の配置及び採用（指揮命令系統がわかる組織図を含む）				
2) 職員の研修計画				

3) 施設・設備の維持管理

4 施設の運営

1) 年間の事業計画（仕様書に示す事業を含めて記載）

2) サービス向上させるための方策

3) 利用者等の要望の把握及び実現するための方策

4) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

5) 保育園、学校、地域等との連携、他施設との連携

<p>5 個人情報保護の体制と措置</p>
<p>6 緊急時対策</p> <p>1) 防犯、防災の対応、その他緊急時対策等</p> <p>2) その他緊急時の対応</p>
<p>7 団体の理念</p> <p>1) 団体の経営方針</p> <p>2) 指定管理者の指定を申請した理由</p> <p>3) 施設の現状に対する考え方及び将来展望</p>
<p>8 その他特記すべき事項</p>

